

入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月4日

宮城県道路公社理事長 小野寺好男

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 件名 | 磁気カード通行券及び勤務カード類印刷契約 |
| (2) 数量及び仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 平成30年11月30日 |
| (4) 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (5) 入札方式 | 条件付き一般競争入札（紙入札） |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県における物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- (3) 平成27年度以降に当該物品を宮城県道路公社（以下「公社」という。）、東日本・中日本・西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路会社」という。）へ納入した実績のある者であること。
- (4) 宮城県における物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）の規定に基づく指名停止又は入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (5) 公社入札契約暴力団排除要綱（平成20年12月1日施行）別表各号に規定する下記のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その他並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
- ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金

等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

3 本公告に関する問合せ先

担 当 課	電 話 番 号	住 所
宮城県道路公社 総務部営業管理課	0 2 2 - 2 6 3 - 0 5 6 6 (代表)	〒 9 8 0 - 0 0 1 1 仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号

4 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
仕様書等の交付	平成30年7月4日（水）から 平成30年7月18日（水）まで	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社総務部営業管理課
質問の受付	平成30年7月4日（水）から 平成30年7月9日（月）まで	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社総務部営業管理課
回答書の閲覧	平成30年7月10日（火）から 平成30年7月18日（水）まで	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社掲示板
審査書類受付締切	平成30年7月11日（水） （同日まで到着したものの み有効。持参又は郵送）	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社総務部営業管理課
審査結果通知	平成30年7月17日（火）まで	書面（郵送）にて通知する
入札日	平成30年7月19日（木） 午後1時30分から	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 宮城県道路公社会議室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	仙台市青葉区上杉一丁目 1 番 2 0 号 公社ホームページ (http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/)

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

5 一般競争入札参加資格の審査等

(1) 入札参加資格の確認等

イ 入札への参加を希望する者は、4に示す期日までに、入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）に、次に掲げる資料等を添付し、持参又は郵送により、入札参加資格確認申請を行うこと（郵送の場合は次号を参照のこと）。

① 納入実績届（別紙様式第2号）

② 入札参加資格確認申請書に記載の住所、会社名、対応する郵便番号を記載し、82円分の切

手を貼った封筒（審査結果通知用）

- ③ 書類について、公社から問い合わせの際の問い合わせ先となる担当者の名刺
- ④ 過去2年以内に、当該物品を公社又は高速道路会社に同程度の規模で複数回以上納入したことにより入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書（別紙様式第3号）及び当該契約書の写し

ロ イに示す書類を提出後、さらに審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(2) 入札参加資格確認申請書、質問者及び関係書類の提出場所

4に示す場所へ、持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送による提出の場合は、配達証明付郵便のみ受け付けるものとし、郵便の到着等の問い合わせには一切応じない。また、4に示す期間・期日を過ぎて持参した場合は受け付けず、配達されたものについては、受け取らない。

(3) 審査結果

入札参加資格の審査結果については、4に示す期日までに通知する。なお、入札参加資格を有すると認められなかった者は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（休日等を除く。）にその理由について書面で問い合わせをすることができる。

- (4) 入札参加者は、開札日までの間において、(1)又は(2)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札方法等

- (1) 入札執行及び各種手続き 本公告で指定するものを除き、公社物品の調達等に係る競争入札参加心得（平成22年7月1日施行）及び各様式による。
- (2) 郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 再度入札は、2回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

公社会計規程（昭和47年6月1日公社規程第7号）第74条及び第77条の規定による。

なお、入札保証金及び契約保証金に係る全ての費用は、入札参加者及び契約者の負担とする。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定の方法

本公告に示した業務を履行できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- (4) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約条件 別紙「印刷物製造請負契約書（案）」による。
- (7) 規程及び心得については、公社ホームページ (<http://www.miyagi-dourokousha.or.jp/>) において閲覧することができる。

(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

登録番号

住所

商号又は名称

代表者名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記競争入札に係る入札参加資格について、確認されたく申請します。

なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違なく、落札し契約締結した場合は入札公告の条件に従い、適正に業務を履行することを誓約します。

記

1 入札公告日 平成 年 月 日

2 入札件名

3 添付書類

イ 納入実績届

ロ 返信用封筒

ハ 担当者の名刺

ニ その他必要な書類 ()

※ 申請書は1部を提出のこと。

※ ロ及びハを除いた申請書類一式をホチキス等でまとめて綴じること。袋とじの必要はない。

(様式第2号)

納 入 実 績 届

宮城県道路公社、東日本・中日本・西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社への平成27年度以降の納入実績は、次のとおりです。

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考

添付書類：契約書写し

(様式第3号)

入札保証金免除申請書

平成 年 月 日

宮城県道路公社理事長 殿

申請者

住所

商号又は名称

代表者名

印

平成 年 月 日に入札執行される「 」に係る入札契約保証金を、次の理由により免除して下さるよう申請します。

(理由)

過去2年間に宮城県道路公社、東日本・中日本・西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を、次のように2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行したため。

契約の相手方	契約名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備考

※契約書の写しを添付

ただし、納入実績届に添付した契約書については、重複して提出する必要はない。

(様式第4号)

仕様書等に関する質問・回答書

年 月 日

(質問者) 商号又は名称
代 表 者

件 名		
番号	質問事項	回答事項
回答者 宮城県道路公社理事長 (公印省略)		

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、「別紙仕様書」に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする印刷物製造の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の印刷物(以下「印刷物」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に製造し、及び発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する印刷物を完成させるため、当該印刷物の製造(以下「製造」という。)に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者が協議を行った場合を除き、製造を行うために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、発注者から契約保証金の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、頭書の契約保証金につき、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の

額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、印刷物(未完成の印刷物及び製造を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受注者は、印刷物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、印刷物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、印刷物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を省略することができる。

4 受注者は、印刷物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。

5 発注者は、印刷物が著作物に該当しない場合には、当該印刷物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

6 受注者は、印刷物(製造を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該印刷物を使用又は複製し、及び第1条第5項の規定にかかわらず当該印刷物の内容を公表することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第6条 受注者は、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(履行報告)

第8条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(印刷物材料の品質)

第9条 印刷物材料の品質については、仕様書に定めるところによる。

(条件変更等)

第10条 受注者は、製造に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、仕様説明に対する質問回答が一致しないこと。
- (2) 仕様書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
- (4) 仕様書で明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

3 発注者は、調査の結果を取りまとめ、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

4 発注者は、第2項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書の変更)

第11条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は製造に関する指示（以下本条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により仕様書を変更したときは、受注者と遅滞なく変更契約を締結しなければならない。

(製造の中止)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、製造の中止内容を受注者に通知して、製造の全部又は一部を一時中止させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は請負代金額を変更し、及び受注者が製造の続行に備え製造の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第13条 受注者は、受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に印刷物を引渡しできないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第14条 発注者は、特別の事由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間又は請負代金額の変更方法)

第 15 条 この契約書の条項により履行期間又は請負代金額を変更する場合は、発注者と受注者が協議して定める。

2 この契約書の条項により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(損害)

第 16 条 印刷物の引渡し前に、印刷物に生じた損害その他製造を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(中間検査)

第 17 条 発注者は、製造の中間において、必要がある場合には、検査を行うことができる。

(検査及び引渡し)

第 18 条 受注者は、製造を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、仕様書の定めるところにより検査を行い、当該検査に合格した印刷物については、その引渡しを受けて納入の確認をするものとする。

3 受注者は、印刷物が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちにこれを取り替え、又は修補をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、取替え、又は修補の完了を製造の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第 19 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格し引渡したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。

(かし担保)

第 20 条 発注者は、印刷物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 18 条第 2 項の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。

3 発注者は、印刷物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 21 条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に印刷物を引渡しできない場合においては、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、第 19 条第 2 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により印刷物を履行期間内に契約書記載の納入場所においてその数量を引渡ししないとき、又は引渡しする見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (2) 引渡しされた印刷物が契約書記載の規格・品質と相違するとき。
 - (3) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県道路公社入札契約暴力団等排除要綱（平成20年12月1日施行）別表各号に該当すると認められたとき。
 - (4) 前3号の場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除された場合は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（引渡し済印刷物の取扱い）

第24条 前2条の規定により契約が解除された場合において、既に引渡しされた印刷物がある場合の取扱いについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（公正入札違約金）

第25条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、請負代金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。印刷物が完成した後も同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同条第6項に定める期間内に、当該排除措置命令についての審判を請求しなかったとき。
- (2) 排除措置命令を受け、独禁法第49条第6項の規定により請求した審決（当該排除措置命令の全部を取り消すものを除く。以下同じ。）について、独禁法第77条第1項に定める期間内に当該審決の訴えを提起しなかったとき。
- (3) 排除措置命令を受け、独禁法第49条第6項の規定により請求した審判に係る審決について独禁法第77条第1項の規定により提起した取消しの訴えに係る判決（当該審決の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

（賠償金等の徴収）

第26条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した

日から請負代金額支払の日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 発注者は、前項の追徴をする場合は、受注者から延滞日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約保証金の返還)

第 27 条 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第 20 条第 2 項に定めるかし担保義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる

(不当介入に対する措置)

第 28 条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(その他)

第 29 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。